

## 令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱

(令和元年6月26日石岡市告示第286号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中心市街地の活性化を図るために実施する空き店舗等活用支援事業に対し、予算の範囲内において補助するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 指定区域において入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として3箇月以上継続し、店舗として賃貸借可能な建物の全部又は一部をいう。
- (2) 新規出店者 空き店舗等を賃借する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める産業分類（大分類）のうち、市長が別に定める事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人をいう。
- (3) 店舗継承出店者 空き店舗等を賃借する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類に定める産業分類（大分類）のうち、市長が別に定める事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人で、2親等以内の親族から既存店舗を継承する者をいう。
- (4) 指定区域 石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で、別図に定める区域をいう。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定区域内における新規出店者
- (2) 指定区域内における店舗継承出店者

(3) 指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者

2 前項の補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 中心市街地の活性化に関する事業等に関わる意欲がある者

(2) 不特定多数の来客が期待できる店舗、かつ、会員制の店舗営業を行わない者

(3) 新規出店者の場合、空き店舗等の所有者と新規出店者との関係が別表第1の要件に該当しない者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第3条第2項に規定する特定性風俗物品販売等営業を行わない者

(5) 指定区域内で過去に営業し、その後空き店舗等にしていない者

(6) 週5日以上営業し、かつ、通年営業できる見込みのある者

(7) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

(8) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるものを行わない者

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加していない者

(11) 市長が不相当と認める業種の営業を行っていない者又は行わない者

(12) 平成24年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成24年石岡市告示第119号）、平成25年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成25年石岡市告示第198号）、平成26年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成26年石岡市告示第182号）、平成27年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成27年石岡市告示第76号）、平成28年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成28年石岡市告示第217号）、平成29年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成29年石岡市告示第336号）又は平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成30年石岡市告示第200号）の交付を受けたことがない者

3 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者が空き店舗を活用し、事業を開始するために空き店舗の改装を行う事業
- (2) 空き店舗の貸借に係る事業
- (3) 補助事業者が、空き店舗を賃貸するために、空き店舗の修繕を行う事業

4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助事業に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。

5 店舗併用住宅の場合は、店舗部分の経費のみ、補助の対象となる。ただし、建物の構造、出店業種等により、やむを得ない事情により住宅部分の改装等が必要となる場合にのみ、補助の対象とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画の認定等）

第5条 補助事業者は、補助事業を行う前に、中心市街地空き店舗等活用支援事業計画認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

ア 個人の場合は履歴書、法人の場合は履歴事項全部証明書及び定款

イ 戸籍謄本（店舗継承出店者のみ）

ウ 市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書

エ 工事請負契約見積書

オ 改装計画が分かる図面

カ 改装工事前店舗の写真

キ 空き店舗証明書の写し

ク 申請者チェックリスト及び同意書

ケ その他必要な関係書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかに、当該申請内容等を審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、事業計画の認定の決定をするものとする。ただし、認定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。

3 前項に掲げる審査を行う場合、必要に応じて外部から助言を求めることができる。

(認定の決定の通知等)

第6条 市長は、事業計画の認定を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書（様式第2号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、事業計画を認定することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の認定を受けた補助事業者（以下「補助事業認定者」という。）は、速やかに、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、第3条第2項第12号の規定にかかわらず、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金に基づき補助金の交付を受けた者で、前年度中に補助対象となる店舗賃貸料の補助金交付対象期間が、12箇月に満たない場合に、今年度も引き続き店舗賃貸料の補助金の交付を受けようとする者も同様とする。

(1) 中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書の写し

(2) その他必要な書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長へ報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) その他市長が必要と認める条件

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(交付の決定の通知等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業認定者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業認定者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 前条第1項により交付の決定を受けた補助事業認定者（以下「補助金交付者」という。）は、同前条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じたときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個々の事業を新設、変更又は廃止するとき。

(2) 個々の事業についての事業費の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするとき。

(3) 補助金額に変更が生じるとき。

(4) その他市長が特に必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更決定通知書（様式第6号）、その他にあつては、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）により補助金交付者へ通知するものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助金交付者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助金交付者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）

に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事完了後の店舗の写真
- (4) 工事費及び賃貸料の支払いが分かる書類の写し
- (5) その他必要な書類

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助金交付者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかにその旨を補助金交付者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金交付者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し、その定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の支払)

第16条 市長は、前条の請求があった場合は、速やかに、補助金の確定額を補助金交付者に支払わなければならない。

2 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金の交付する必要があると認めるときは、別に市長の定めるところにより、交付決定額の一部を事前に部分払により交付することができる。

3 補助金交付者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第10条第1項の規定による通知を受けた後、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付請求書に中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に対し、その定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

4 補助金交付者は、部分払により補助金の交付を受けたときは、第13条の規定により実

績報告を行う際に、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金部分払精算書（様式第11号）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第10条第1項の規定は、第1項による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金等返納・返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第18条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助金交付者に対してその理由を示すものとする。

（店舗の処分等の制限）

第19条 補助金交付者は、第8条の規定により決定した日に属する年度の翌年度から起算して2年間は、補助金の交付を受けた空き店舗等を他の目的に使用し、他の者に貸し付け、譲渡又は債務の担保に充当してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときはその限りでない。

（関係書類の保管等）

第20条 補助金交付者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業補助完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金の廃止)

2 平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成30年石岡市告示第200号）は、廃止する。



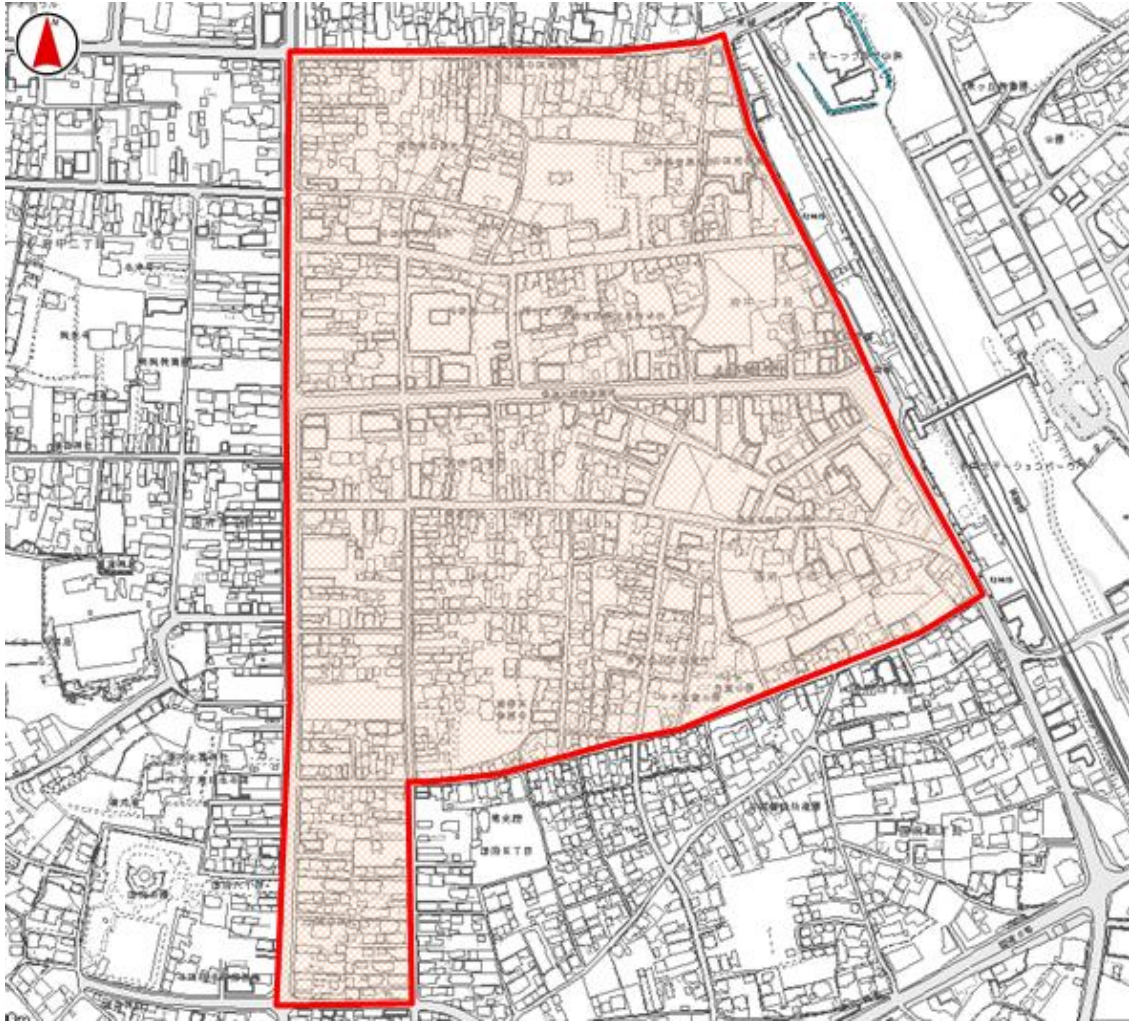
別表第1（第3条関係）

空き店舗の所有者区分	新規出店者区分	要件
法人	個人	1 新規出店者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」という。）の役員又は発起人などが生計を一としている者 2 新規出店者と所有法人の役員又は発起人などが2親等以内の親族である者
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員又は発起人などが生計を一としている者 2 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員又は発起人などが2親等以内の親族である者
個人	個人	1 新規出店者と空き店舗所有者などが生計を一としている者 2 新規出店者と空き店舗所有者などが2親等以内の親族である者
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者などが生計を一としている者 2 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者などが2親等以内の親族である者

別表第2（第3条，第4条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助額
指定区域内における新規出店者	<p>店舗改装費 指定区域内において，新たに開業するに当たり必要と認められる内装工事（天井，内壁床等），外装工事（看板設置，扉等），給排水設備工事，電気工事，空調設備工事等に係る費用及び附帯設備（キッチン，カウンター，照明等で，建物と一体となったものに限る。）の設置に係る費用</p> <p>店舗賃借料 保証金，敷金，礼金等の預託金，仲介手数料等を除く。</p>	<p>店舗改装に要した金額の3分の2以内かつ140万円を限度とする。ただし，国道355号線及び県道277号線に面する店舗にあっては，1階については3分の2以内かつ160万円を限度とし，2階以上については3分の2以内かつ150万円を限度とする。</p> <p>1 月額店舗賃借料の2分の1以内かつ3万円以下とし，最大12箇月分とする。ただし，国道355号線及び県道277号線に面する店舗にあっては，1階については2分の1以内かつ5万円以下とし，2階以上については2分の1以内かつ4万円以下とする。</p> <p>2 開業日の属する月の翌月（1日に開業する場合にあっては，該当月）から対象とする。</p> <p>3 1の規定にかかわらず，平成28年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成28年石岡市告示第217号）に基づき，店舗賃借料に係る補助金の交付決定を受けた者については，月額店舗賃借料の2分の1以内かつ4万円以下とし，12箇月分から前年度に補助金の交付を受けた月数分を除いた月数とする。</p>
指定区域内における店舗継承出店者	<p>店舗改装費 指定区域内において，新たに開業するに当たり必要と認められる内装工事（天井，内壁床等），外装工事（看板設置，扉等），給排水設備工事，電気工事，空調設備工事等に係る費用及び附帯設備（キッチン，カウンター，照明等で，建物と一体となったものに限る。）の設置に係る費用</p>	<p>店舗改装に要した金額の2分の1以内，かつ，100万円を限度とする。ただし，国道355号線及び県道277号線に面する店舗にあっては，1階については2分の1以内，かつ，120万円を限度とし，2階以上については2分の1以内，かつ，110万円を限度とする。</p>
指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	<p>店舗修繕費 当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事，外壁工事，給排水設備工事（床下・建物以外の設備），電気工事（電線から配電盤までの設備），空調設備工事等に係る費用</p>	<p>店舗修繕費の6分の1以内かつ50万円を限度とする。</p>

別図（第2条関係）



備考 指定区域は、実線（道路を指す。）内側の区域（実線外側に隣接する店舗を含む。）とする。

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業計画認定申請書

令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、事業計画の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者

個人又は法人名	
役職及び代表者氏名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
出店する業種	
業種に関する経験等	
出店の動機	

2 添付書面

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書面
  - ア 個人の場合は履歴書、法人の場合は履歴事項全部証明書及び定款
  - イ 戸籍謄本（店舗継承出店者のみ）
  - ウ 市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書
  - エ 工事請負契約見積書
  - オ 改装計画が分かる図面
  - カ 改装工事前店舗の写真
  - キ 空き店舗証明書の写し
  - ク 申請者チェックリスト及び同意書
  - ケ その他必要な関係書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 認定 不認定
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 店舗の名称及び所在地
- 4 業種及び業態
- 5 認定に当たっての条件（不認定の場合はその理由）

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書

令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

申請額の内訳

店舗改装費	円
店舗賃借料	円
店舗修繕費	円

2 補助事業等の目的

3 添付書類

- (1) 中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書の写し
- (2) その他必要な書類

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付  
2 補助金交付決定額 金 円

補助金交付決定額の内訳

店舗改装費	円
店舗賃借料	円
店舗修繕費	円

3 交付条件（不交付の理由）

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定に期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業の内容等の変更が生じた場合は、別に定める様式により補助事業変更承認申請書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第 5 号（第11条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書面
  - (1) 変更後の事業計画書又は収支予算書
  - (2) 変更後の改装図面又は見積書
  - (3) その他必要な関係書類



第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付条件
  - (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
  - (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業等が予定に期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) 補助事業の内容等の変更が生じた場合は、別に定める様式により補助事業変更承認申請書をその定める期日までに市長に提出すること。
  - (5) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
  - (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により承認したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 店舗の名称及び所在地
- 4 変更内容

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 実績の概要  
（内容、効果等）
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 工事完了後の店舗の写真
  - (4) 工事費及び賃借料の支払が分かる書類の写し
  - (5) その他必要な書類

様式第9号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定・確定通知のあった補助金について、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 請求額の内容

補助金等の名称		
交付決定通知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額		円
確定通知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額		円
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円
振 込 先		

備考

- 1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写しを添付すること。
- 2 部分払の場合は、確定通知及び補助金確定通知額欄を未記入とすること。

様式第11号（第16条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金部分払精算書

部分払により交付のあった補助金について、令和元年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第16条第4項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 部分払額  | 金 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算額   | 金 | 円 |

様式第12号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和元年度石岡市製造業水道料金支援補助金交付要綱第17条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金等の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 交 付 決 定 額	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 通 知 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円（ 年 月 日交付）
返 納 ・ 返 還 事 由	